

を目下の急務として強調した。その後開かれた地方長官会議において、各庁長に対して11項目の施政要項について具体的な指示を下し、「教化問題」をその第一点に挙げた。教化は台湾の民衆を同化するための重要手段であり、その目標は台湾人の知識と文化レベルの向上、および世界文化の発展への順応にあること、そして教化の目標を達成するためには、政治的措置・社会との連携・学校教育の三つの手段があることを指摘している。また、現時点で実施されていない義務教育について、将来的な実施に向けて今から十分準備する必要のあることを述べ、時勢の進展と社会一般の学識知能の進歩に鑑み、必要に応じて現行の教育令を改正してもよいとの立場を明らかにした。とはいえ、目下教育政策の核心は依然として普通教育の普及に努めることであって、公学校の増設を進め、学齢児童の就学の需要を満たしていくことが肝要であると主張した。¹⁵ 田総督の上述の訓示に対し、『台湾日日新報』は即座に支持を表明し、万難を排して早急にその方向に進むよう訴えた。¹⁶

田総督は着任してすぐに、教育令の抜本的改正に向け、内務局長に対し関係調査の指示を出した。1921年1月31日、田総督が英国 *Manchester Magazine* の記者 Y. Hamilton の取材を受けた際、内地延長主義政策に再度触れ、教育の普及——将来的な義務教育実施の準備——に尽力する意向を表明した。¹⁷ 1921年3月25日、田総督は、東京で原敬首相に謁見した際、台湾教育令改正の必要性を訴えた。¹⁸ 後の4月12日にも、再び原敬首相に教育制度の抜本的改善の必要があることを報告した。¹⁹ 4月30日、総督府官邸で各部局長を召集して会議を開き、八つの事項に対する指示を出した。その第1項がすなわち初等義務教育実施に向かう手順についてであった。²⁰ 6月5日、部局長会議を再度召集し、教育の根本政策の制定に関する評議会の諮問案の審査について検討した。²¹ そして義務教育の実施問題を、諮問案として総督府評議会に提出して検討する旨を確定した。

以上の経過から、義務教育の実施は田総督にとって内地延長主義政策を貫徹するための重要な措置の一つとなっており、であればこそ総督府評議会が成立してすぐに諮問案に付された、と判断できよう。

2 台湾総督府評議会における義務教育案の検討

1921年6月、総督府は台湾人の台湾議會設置請願運動に対応するため、地方制度の改革に乗り出した。台湾総督府評議会官制と同会規程を制定し、評議会を設置し直すとともに律令審議会を廃止した。同会は総督を会長、総務長官を副会長とし、総督府高級官僚と

15 「田総督訓示（一）」『台湾日日新報』第6989号、大正8年11月28日、2面。

16 「日日小筆」『台湾日日新報』第6991号、大正8年11月30日、2面。

17 呉文星・廣瀬順皓・黄紹恆・鍾淑敏編『台湾総督田健治郎日記』（中）（中央研究院台湾史研究所、2006年）大正10年1月31日、37頁。

18 同上書、大正10年3月25日、104頁。

19 同上書、大正10年4月12日、132頁。

20 同上書、大正10年4月30日、156頁。

21 同上書、大正10年6月5日、205頁。

総督が選んだ学識および経験を有する地方有力者で構成された評議員を合わせ、総数 25 名以内とした。そのうち、官僚 7 名、台湾および日本の民間人がそれぞれ 9 名で、任期は 2 年²²であった。第 1 回台湾人評議員は、林熊徴・顔雲年・李延禧・簡阿牛・辜顯榮・林獻堂・許廷光・黄欣・藍高川・鄭拱辰の 10 名で、明治学院および米国コロンビア大学出身の李延禧と、明治大学専門部出身の黄欣を除けば、あとは旧式の漢学教育出身者であった。また、各々の職業を見ると、そのほとんどがある程度の規模を持つ企業および金融業経営者であって、40 歳前後の壮年者が半数を占めていた。総督府との関係でいえば、その大多数が日本統治初期から総督府の任命により、区長・庁参事・州協議会員といった地方行政の首長あるいは地方議員の職に就いていた。つまり彼らは台湾全島における指折りの大資本家・大地主と富裕層で、各地方の公私の機関で活躍し、極めて強い影響力を持つ人物であったといえよう。総督府が議員選考の際に各人の財産を重要基準にしていることは明らかである（以下表 1 を参照²³）。

表 1 第 1 回台湾人総督府評議員概況表

| 氏名 | 居住地 | 初任年齢 | 学歴 | 経歴 | 備考 |
|-----|------|------|-----------------------|------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 林熊徴 | 台北市 | 34 | 漢学 | 実業家、大資本家、林本源製糖会社副社長、林本源総事務所総弁、中日銀行取締役、新高銀行監査役、庁参事、区長、州協議会員 | 林維讓の孫 1921～1937 在職 1946 没 |
| 顔雲年 | 台北基隆 | 48 | 漢学 | 実業家、大資本家、台湾興業信託会社社長、基隆炭鉱会社社長、区長、参事、州協議会員 | 1923 没 |
| 李延禧 | 台北市 | 39 | 明治学院 コロンビア 大学修士 | 大資本家、実業家、新高銀行頭取、台湾商工銀行総経理 | 1921～1929 在職 事業失敗後、台湾を離れ日本へ 1959 没 |
| 簡阿牛 | 新竹大溪 | 41 | 漢学 | 資本家、実業家、帝国興業信託会社取締役、桃園軽鉄専務取締役、州協議会員 | 1923 没 |
| 辜顯榮 | 台中鹿港 | 56 | 漢学 | 大資本家、実業家、大和製糖会社および大和商行社長、庁参事、州協議会員 | 1921～1935 在職 1934 貴族院議員 1937 没 |
| 林獻堂 | 台中霧峯 | 41 | 漢学 | 大資本家、台湾製麻および大東信託会社社長、庁参事、区長、州協議会員 | 1923 病気のため辞職 1930、1932～1936、 1941～1945 評議員に再任 1945 貴族院議員 1956 没 |
| 許廷光 | 台南市 | 62 | 廩生 | 煙草卸売業、アヘン取次人、大地主、庁参事、区長、州協議会員 | 1921～1929 在職 1929 没 |
| 黄欣 | 台南市 | 37 | 明治大学専門部 | 嘉義銀行および台湾商工銀行監査役、台湾軽鉄取締役、実業家、資本家、区長、州協議会員 | 國江南鳴に改氏名 1947 没 |
| 藍高川 | 高雄屏東 | 51 | 漢学 | 資本家、実業家、台湾商工銀行取締役、台湾興業会社監査役、庁参事、州協議会員 | 1921～1937 在職 1940 没 |
| 鄭拱辰 | 新竹市 | 65 | 漢学 | 保良局長、庁参事、州協議会員 | 1922 着任 1923 没 |

出典：『台湾総督府及所属官署職員録』大正 10～12 年。大園市蔵『台湾の中心人物』（1935 年）。興南新聞社編『台湾人士鑑』（同社、1943 年）。許雪姬編『台湾歴史辞典』（遠流出版公司、2004 年）。

22 井出季和太『台湾治績志』637～639 頁。

23 呉文星著、所澤潤監訳『台湾の社会的リーダー階層と日本統治』284～287 頁。

なお、大多数の台湾人評議員は漢学教育出身者であったが、彼らは会議に出席した際、言語能力的に十分にやり取りを行えたのか、あるいは自分の意見を発表できたのか。これらの問題に関しては、以下のことが明らかである。つまり、規定によれば、評議会の席上の使用言語は原則的に日本語であるが、会長の許可を得た場合は台湾語の使用が可能であった。当時の報道によれば、彼らのうち黄欣、李延禧の2名は日本国内で高等教育を受けており、国語能力が最も高かった。顔雲年・林熊徴・簡阿牛・辜顕榮・林猷堂の5名は、国語学習経験があり、「日常の挨拶くらい」ができる程度の「国語通」であった。許延光、藍高川の2名のみが国語を解さなかったという²⁴。「会議録」から見れば、台湾人評議員の言語能力は席上で意見を述べるのに支障はなかったようだ。たとえば、1921年6月21日の第3回評議会の際に、評議員高木友枝が教育の主査に関する報告を行った後、田健治郎会長が「主査の報告は通訳は要りませずか、通訳が要ると御感じがあれば、……」と問うた際、顔雲年はすぐさま「要りませず²⁵」と回答している。全体的に見て、許、藍2名の発言が比較的少なくなかつ簡単であった以外は、台湾人評議員が自分の意見を十分に述べていたことは明らかで、言語能力のために話のやり取りができない、あるいは自分の意見を表明できないというような状況は見られなかったといえる。

日本人評議員20名の学歴について見ると、普通教育と漢学出身者は富地近思と古賀三千人の二人だけで、残りの半数以上が東京帝大出身であった。このことから、ほとんどが高等教育を受けていることは明らかで、特に法科出身者が主流であることがわかる。経歴については、日本国内で地方首長と地方議員を歴任している者が少なからず見られる。評議員のうち総督府官僚兼任者に当たる者は内務・財務・殖産などの局長で、通常それらのポストからの異動時に兼任を解かれ、後任者に引き継がれた。民間代表者は中川小十郎・赤石定蔵・平山午介・坂本素魯哉・松岡富雄・富地近思・古賀三千人ら7名で、いずれも長期にわたり台湾の実業・金融および言論界の重鎮であった。彼らは、1920年の地方制度改革後は州協議会員に選ばれている（以下表2を参照）。

6月11日、第1回会議が開かれた際、田健治郎会長は次のように表明した。同会は地方公共団体所属の諮問機関ではなく、総督の政治上の最高諮問機関である。同会では、総督は民意の調達を必要とする重要民政案について評議員に随時諮問することができる。1920年10月の地方制度改正に合わせて、教育の普及と改善、道路交通政策の確立、民生に関する法律の実施範囲の確定といった議案は、審議を待って執行される²⁶。こうして台湾で義務教育を実施する時期とその方法が、第1回会議の四大諮問案の一つになったのである。

14日から義務教育の諮問案の検討が始まった。田総督は本案の説明をする際、台湾の教育方針には二つの重点があることを指摘しているが、その一つは学校系統をいかにして

24 「無絃琴」『台湾日日新報』第7548号、大正10年6月9日、2面。

25 台湾総督府評議会『第参回台湾総督府評議会会議録』（同会、1921年）9頁。

26 台湾総督府評議会『第壹回台湾総督府評議会会議録』（同会、1921年）3頁。「田総督の台湾総督府評議会における告辞」（『台湾時報』大正10年7月号）4～5頁。

表2 第1回日本人総督府評議会員一覧表

| 氏名 | 項目別 本籍 | 初任年齢 | 学歴 | 経歴 | 備考 |
|-------|-----------|------|-------------|----------------------------------------------------|-------------------------------|
| 谷野格 | 兵庫 | 48 | 東京帝大法学博士 | 大審院判事、府法院裁判官兼覆審法院長、高等法院長 | 1923 没 |
| 新元鹿之助 | 鹿児島 | 52 | 東京帝大土木科 | 府土木技師、工務課長、鉄道部長 | — |
| 高田元治郎 | 新潟 | 58 | 東京帝大法科 | 鉄道院参事、府殖産局長兼農試場長 | 1922 離職 |
| 末松借一郎 | 福岡 | 37 | 東京帝大法科 | 徳島県知事、府財務局長、内務局長 | 1928-1942 衆議院議員 |
| 川崎卓吉 | 広島 | 51 | 東京帝大法科 | 警視庁警務部長、福島県知事、府内務局長、警務局長 | 1922 離職 後名古屋市長 |
| 相賀照郷 | 佐賀 | 46 | 東京帝大法科 | 警察署長、関東州民政署長、台湾総督府事務官、土木局庶務課長、台北州知事、警務局長 | 1922 着任 |
| 山形要助 | 栃木 | 49 | 東京帝大工学博士 | 府技師、土木局長 | 1922 離職 |
| 阿部滂 | 長野 | 44 | 東京帝大法科 | 府事務官、参事官、財務局長 | — |
| 喜多孝治 | 大阪 | 44 | 東京法学院英法学科 | 府参事官、秘書官、殖産局長 | 1922 着任、1927 樺太庁長官、1930 衆議院議員 |
| 中川小十郎 | 京都 | 49 | 東京帝大法科 | 文部省秘書官、内閣書記官、実業家、財団法人立命館館長、台湾銀行副頭取・頭取 | 1925 貴族院議員、1944 没 |
| 高木友枝 | 福島 | 64 | 東京帝大医学博士 | 内務省衛生局技師、府病院院長、技師、医学校長、電力会社長 | 1929 日本に帰国 |
| 赤石定蔵 | 青森 | 53 | 早稲田専門学校 | 日本銀行社員、日本新聞社記者、東洋写真製版所長、台湾日日新報社長、台北州協議会員 | — |
| 平山午介 | 茨城 | 52 | — | 高砂製糖会社代表取締役、台湾拓殖製茶常務取締役 | 新竹 |
| 坂本素魯哉 | 高知 | 54 | 明治法律学校 | 日本銀行社員、台湾銀行出張所長彰化銀行支配人、高知県代議士、台中州協議会員 | — |
| 松岡富雄 | 熊本 | 52 | 札幌農学校予科 | 温泉改良会社取締役、熊本県会議員、帝国製糖専務取締役、松岡拓殖会社社長、台湾新聞社長、台中州協議会員 | — |
| 津田毅一 | 北海道 | 54 | 東京専門学校法律科 | 判事、地方法院検察官、桃園・台南・嘉義庁長、千葉県衆議員、弁護士、台南州協議会員 | — |
| 富地近思 | 石川 | 65 | 漢学、北京留学 | 政論新報および東京新報創立者、総督府通訳官、台南県学務課長、台南新報社長、台南州協議会員 | — |
| 田村武七 | 山梨 | 54 | 東京帝大法科 | 裁判所検事、弁護士、総督府地方法院判官、台南州協議会員 | — |
| 古賀三千人 | 福岡 | 53 | 小学校 漢学2年 | 土木実業家、台湾実業協会高雄支部長、高雄商工会長、高雄州協議会員 | — |
| 高田富蔵 | 兵庫 | 55 | 東京帝大法科 | 検事、総督府地方法院裁判官、覆審法院裁判官、台北州知事 | 1922 着任 |

出典：表1と同じ。その他、猪野三郎編『大衆人士録』昭和3年版（東京、帝国秘密探偵社、1928年）。

確立するか、もう一つは普通教育をいかにして発達・普及させるか、言い換えるなら、いかにして台湾で義務教育を実施するか、であった。本案との関連措置については、1919

年の着任時にすでに内務局長に義務教育に関する調査を指示したことや、財政上の周到な準備が必要であることを明らかにした。義務教育実施の具体的方針として、まず修業年限については、当初わずか十余カ月の修業年限を、その後徐々に増やし現在の6年に達した日本国内の先例に触れ、台湾もこれと同じく漸進主義をとって、実施時の修業年限を3年、4年あるいは6年とすべきである、また経済的条件を考慮して、できるだけ簡易な校舎を建築すべきであると述べた。同時に、都会と農村は区別したほうがいいのか、何年のうちにすべてを完了するのが最適なのか——といった諸々の問題はさらに検討すべきで、そのために今回この問題を諮問案として提起し、各評議員に諮問したいと、開催の趣旨について説明した。²⁷ 続いて内務局長末松偕一郎が、総督府の「調査結果説明書」を解説し、当局が1922年から着手し、26年から義務教育を実施することを提議した。その上で修業年限・学齢規定・経費負担・教員養成などに関しては、各評議員の多くの意見を参考に決定したいと表明した。

この義務教育問題に対し意見を述べたのは、日本人の赤石定蔵を除いては、主として台湾人評議員であった。実際に発言をした顔雲年・林熊徴・李延禧・黄欣・林猷堂らはいずれも義務教育実施に賛成していた。黄欣と顔雲年は、今回の諮問案の中で義務教育問題が最も重要であるとの立場をとった。黄欣は個人として賛成するばかりではなく、台湾の民衆もおそらくすべて義務教育に賛成するであろうと指摘した上で、日本国内の制度を見ても、1872年教育令の公布により、義務教育が完全に実施されたとはいえないが、1880年代からは確実に実施しており、1921年になってようやくこれを実施する台湾は時代遅れであると苦言を呈した。²⁸ 顔雲年は、日本に赴いた際、在日台湾留学生が彼に対し、台湾でいまだに義務教育が実施されていないのはおかしいのでは、との反応を見せたことに触れ、彼個人として義務教育の実施、特に4年制の義務教育実施には大賛成であるとの見解を述べた。²⁹

つまり、総督府当局が義務教育を実施しようとしたのは内地延長主義政策にのっとっていたからだったが、ただ経費・教員資源・校舎と設備といった問題があるため、義務教育の実施時期とその方法を諮問案として提議し、評議員の意見を求めたのである。一方、台湾人評議員が義務教育の実施に賛成したのは、世界の先進国家が義務教育を実施しており、近代社会にとって義務教育は必要不可欠であると認識していたからだった。つまり近代文明に対する認識と台湾社会の需要を鑑みて、義務教育の実施に賛成したのだ。これは「同化政策」を貫徹するために義務教育実施を希望する総督府当局の態度とはまったく異なる。顔雲年は議会で意見を述べたほか、『台湾日日新報』でも、義務教育を実施するには1億円の教育費を要するため、各方面について必ず慎重に検討を重ねた上で実行しなければ徒労に終わってしまう、しかし今日の趨勢と世界の進歩を鑑みれば、時勢にあわせて義務教

27 同上書、81～84頁。「評議会第三日 商法を施行する件と義務教育問題諮問」『台湾日日新報』第7554号、大正10年6月15日、2面。

28 同上書、90、109、143頁。

29 同上書、99頁。

育を実施せざるを得ない、このように負担は大きいがやはり本案に賛成せねばならない、との意見を発表した。この内容も台湾人評議員と植民地当局の義務教育施行に対する意図のくい違いを表している。

実際どのように施行するののかという点について、各評議員の意見を分類すると以下のようになる。第一に、差別待遇撤廃に関する提案である。顔雲年は、現行の教育令の改正と、小・公学校の就学年齢を6歳に統一し、かつ両教育機関を合併して教育を実施することを主張した。³¹ 田総督はこれに対して、普通教育を受ける児童の言語が異なり、台湾人児童のほとんどが国語を解さず一緒に教えられないので、小・公学校を合併するには一定の困難があるが、仮に台湾人児童が入学前にある程度の国語を習得していれば、小学校の児童との共学でもよいと回答した。³² 顔雲年は田総督のこの答弁に対し、小・公学校の合併ではなくむしろ国語こそが唯一の煩わしい問題であるが、これについては1～3年生まで台湾人教員がその教授を担当すれば、4～5年生に進級した台湾人児童は国語が相当わかるようになっているので、共学に支障をきたさないと述べた。³³ 林献堂は顔雲年の意見を支持し、もし当局が小・公学校の合併に困難があるという認識だとしても、中等学校からは台湾人・日本人の融和をはかるため、共学制をとるべきであるとの意見を述べた。³⁴ 黄欣は、義務教育を実施すれば、台湾の中等教育のレベルが日本国内と同等となり、これにより日本国内の上級学校への進学が容易になるであろうと述べた。さらに、同じく上級学校に関連した問題として、義務教育実施後には生徒数が現在の4倍に増加する見込みであるが、台湾の上級学校もこの状況にあわせて増加できるか、と問うた。これに対して末松内務局長は、中等学校以上において共学を採用すべきという意見について今後慎重に検討すると答えた。³⁶

このほか、顔雲年は、罰則を定め、義務教育の規定に沿って就学しなかった者に対してそれを科すよう提案した。³⁷ 学務課長生駒高常はこれに対し、日本国内の義務教育は五大原則にのっとって児童に教育を強制しているが、それはすなわち①各市町村が学校を設立する義務を負うこと、②児童の学齢と義務教育年限を規定すること、③義務を怠った保護者あるいは後見人に対して罰則を科すこと、④官吏あるいは吏員はその管轄地区のすべての児童が就学しているかどうかを監督する責任を負うこと、⑤1900年以來授業料を徴収していないこと、などであって、家長あるいは後見人に対して直接罰金と刑罰を科する規定はまだない、と答えた。³⁸

第二に、経費負担についてである。李延禧と黄欣は、義務教育が実施された場合の台湾人の負担を危惧しており、李延禧は台湾人と日本人の負担に差を設けるべきではないと主

30 顔雲年「諮問案に対する意見書」『台湾日日新報』第7567号、大正10年6月28日、3面。

31 台湾総督府評議会『第壹回台湾総督府評議会会議録』100～101頁。

32 同上書、101～102頁。

33 同上書、103頁。

34 同上書、114頁。

35 同上書、90、144頁。

36 同上書、116頁。

37 同上書、103～104頁。

38 同上書、104頁。

張した。³⁹ 林熊徴は、各州・市・街・庄の入学状況と毎年必要になる経費について慎重に調査検討すべきだと注意を喚起した。⁴⁰ 末松内務局長はこの意見に対し、6年制義務教育を実施するのであれば、10年間の経費が1億1000万円増加するので市・街・庄の負担経費は毎年1100万円になり、一人当たりの負担はおそらく日本国内の4、5倍ほどになるため、支出を抑える必要があると答えた。⁴¹ 林猷堂は、教育効果への影響を恐れ、予算不足を理由に同じ学年の生徒を午前・午後の二組に分ける二部教授を導入するのに反対し、これを避けるため、その他の経費を節約して教育費用に充当すべきであると主張した。⁴² 末松内務局長はこの意見に同意し、二部教授は教室が不足した場合の最終手段であり、できる限り、他の教育方法を採用すると答えた。⁴³

第三に、教員養成計画に関する提案である。黄欣は、義務教育の実施後は女子生徒が著しく増加するため、女性教員を養成する必要があると述べた。同時に、現行の「補助教員」制度では公学校の卒業生が8カ月の講習を受けるだけで教職に就くため、彼らの教授能力に疑問が残ると述べた。⁴⁴ 林猷堂は、義務教育で最も重要なのは教員であり、公学校でわずかな講習を受けたのみの「補助教員」では到底児童を教育する重責を果たせないで、十全な教員養成策が必要であると述べた。⁴⁵ 学務課長生駒高常は黄欣と林猷堂の意見に賛成し、末松内務局長は師範学校を増設して教員養成を徹底することで、教員の質を徐々に改善してゆくと答えた。⁴⁶

第四に、修業年限についてである。顔雲年は4年制を強く支持したが、黄欣は最も適切な修業年限について当局の判断を問うた。⁴⁷ 内務局長は、当局は6年制を考えているが、地方財政の負担能力を鑑み、かつ民意を尊重して決定すると答えた。さらに、6年制をとる可能性もあれば、3年制をとる可能性もあると答えた。⁴⁸

以上のように、台湾人評議員は台湾人の立場から、台湾教育の不備と欠如に対して根本的な改革を総督府当局に要求するとともに、差別待遇撤廃や、台湾人・日本人の共学措置、相応の財源確保と経費支出、質量ともに満足のいく教員の養成案などについて提案し、会に参加した総督府官僚らもこれに理解と賛意を示した。6月14日、田総督は、義務教育の実施に反対する者はいないが、民衆の負担が重くなるため、慎重な審議を要すると述べた。⁴⁹ 二日間にわたる諮問会議を通じて、台湾人・日本人評議員から本案に対する反対意見はほとんど出なかった。しかしどのように実施するかについてはさらなる調査が必要で

39 同上書、106～109頁。

40 同上書、108頁。

41 同上書、107頁。

42 同上書、114～115頁。

43 同上書、116頁。

44 同上書、110～112頁。

45 同上書、113～114頁。

46 同上書、113～116頁。

47 同上書、99～100、146頁。

48 同上書、116～117頁。

49 呉文星・廣瀬順皓・黄紹恆・鍾淑敏編『台湾総督田健治郎日記』（中）、大正10年6月14日、215頁。

あった。そのため、末松偕一郎（内務局長）・阿部滂（財務局長）・高木友枝・李延禧・坂本素魯哉・林猷堂・黄欣ら7名の評議員が教育委員会を組織して関連調査を進めた。⁵⁰

3 義務教育案に対する台湾人と日本人の世論

実際、上述の台湾人評議員は、義務教育の実施が近代文明の普及と台湾の文化レベル向上に寄与するとの判断から、それに賛成しており、これは義務教育を受ける側に立つ台湾人全体の態度を相当レベルまで反映していたといつてよい。たとえば、旧式の漢学教育を受けた埤頭庄（現在の彰化縣埤頭郷）協議会員呉廷發は『台湾日日新報』に寄稿し、「本島文化未開、應急施行、雖慮負擔苦痛、然關教育、亦當勉強維持（本島の文化はいまだに未開であり、早急に施行すべきであり、負担が重くとも、教育に関しては、どんなことでも維持していくべきである）」との旨を発表し、義務教育実施に賛成の意を示した。⁵¹公学校出身の草屯庄（現在の南投縣草屯鎮）協議会員洪元煌も同じく投稿で、義務教育の迅速なる実施を提案し、台湾の文化レベルが日本国内より低い点を指摘した上で、「欲其文化向上、福利増進者、捨義務教育之外別無良策（文化レベルの向上と福祉の充実を図るのであれば、義務教育のほかに良い策はない）」と述べ、かつ「觀諸世界先進之國、亦無不因施行義務教育之徳果、以致文化臻於極度、能使科學甚然發達、得有今日之強盛者、真令人不可設想（世界の先進諸国を見渡すと、義務教育を施行していない国はない、これらの国々の文化が教育によって非常に高いレベルに達し、科学技術も高度に発達し、以て今日の覇者になれたことは、まさにわれわれの想像を超えているのだ）」と強調した。⁵²

当時、東京で台湾社会運動を主導し、その中核的存在となっていた台湾の新知識人の義務教育に対する態度と見方は、上述の台湾人評議員とほぼ同様であった。1920年1月、東京台湾留学生組織「新民会」が7月に機関雑誌『台湾青年』を発刊した。発行者は蔡培火（東京高等師範）、編集者は蔡式毅・蔡先於・鄭松筠・林濟川・蔡玉麟（明治大学）、陳圻（慶応大学）、王敏川・黄周・王金海（早稲田大学）、陳崑樹（東京商科大学）、謝春木（東京高等師範）らだったが、いずれも台湾総督府国語学校師範部を卒業し、公学校での教職経験を有していたので、彼らは植民地教育の諸々の欠陥を自らの体験によって痛切に感じていた。そのため、田健治郎が総督就任後、総督府は教育の普及による台湾人の知識と文化レベルの向上を主たる任務とする、と強調した際、彼らは熱い期待をもって、『台湾青年』誌上で台湾教育に関する見解を発表した。彼らは、教育改革に関する意見を度々発表し、世論を喚起することで総督府当局の教育政策に影響を及ぼしたいと考えていたのである。⁵³

たとえば、1921年初め、鄭松筠はその投稿記事「台湾と義務教育」において、台湾総督田健治郎が貴族院で、台湾で義務教育を実施できる条件が整うには少なくともあと10

50 同上書、147頁。

51 呉廷發「評議会諮問案に関する意見」『台湾日日新報』第7577号、大正10年7月8日、5面。

52 洪元煌「諮問案に関する所見（上）」『台湾日日新報』第7641号、大正10年9月10日、6面。

53 呉文星『日拠時期台湾師範教育の研究』40、218頁。